

生活保護を受ける母子世帯等の自立に向けたステップアップ支援（案）

（参考2）

現状において就労阻害要因のない母子世帯等

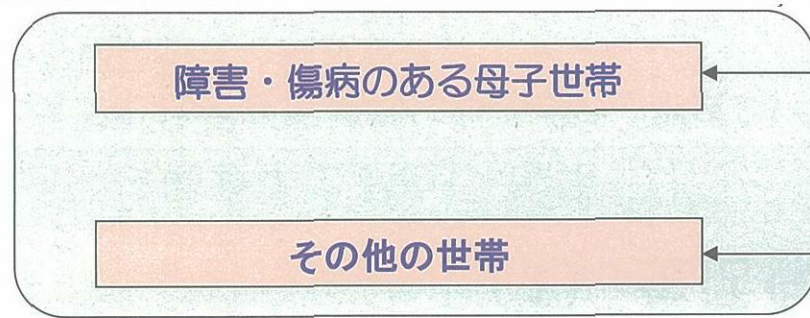
福祉事務所における自立に向けた支援策

就労自立のステップアップ指導



- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラムの活用、公共職業訓練、専修学校との連携による更なる稼働能力の向上
- ・ひとり親世帯就労促進費(月額10,000円)の支給
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラムの活用、公共職業訓練、専修学校との連携による稼働能力の向上
- ・ひとり親世帯就労促進費(月額5,000円)の支給
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラム活用による相談及び指導
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・就労意欲喚起等支援事業の実施(21年度予算(案))

現状において就労阻害要因のある母子世帯等



- ・障害者加算や医療扶助の給付。
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・就労阻害要因の把握とそれに対するケースワークでの支援(例:保育所や介護サービスの利用等)
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給